

第2期日光市財政健全化計画の進捗状況



「第2期日光市財政健全化計画」は、第1期計画(平成20～23年度)で取り組んだ「歳入の確保」および「歳出の抑制」を基本的な考え方として引き継ぎ、健全な市政経営の確立を目指して策定したものです。計画期間は、平成24～27年度までの4年間とし、具体的な目標や取り組むべき施策について、その進捗状況を毎年度公表しています。

くわしくは 財政課 財政係 ☎21-5162

【各指標の進捗状況(一部抜粋)】 ※■の色付きは達成

ア. 歳入の確保(増加指標：増額の場合は達成)

①税基盤の充実 ※平成22年度徴収率による収入額の比較

項目	目標額	実績額	目標額とその差	目標額と実績額に差が出た理由など
市税収入の増収	5億700万円	9億9,400万円	4億8,700万円	【達成】 現年課税分(※6)は、滞納が累積しないように早期の納税勧奨を強化することで毎年徴収率が向上しましたが、目標には届きませんでした。 しかし、滞納繰越分(※7)について、県と連携した滞納整理の推進や、滞納者の実態把握による滞納処分(※8)の実施などを行ったため、全体として目標額を4億8,700万円上回りました。

②使用料・手数料などの徴収率向上 ※平成22年度徴収率による収入額の比較

項目	目標額	実績額	目標額とその差	目標額と実績額に差が出た理由など
下水道使用料の増収	1,440万円	5,980万円	4,540万円	【達成】 上水道と連携し給水停止を含めた納付指導などを行ったため、目標額を4,540万円上回りました。 今後も、引き続き上水道との連携や納付指導により徴収率向上に努めつつ、公共下水道への加入を促進します。

③未利用財産(※9)の売却処分 ※平成24年度からの累計額

項目	目標額	実績額	目標額とその差	目標額と実績額に差が出た理由など
市有地の売却	9,000万円	1億100万円	1,100万円	【達成】 社会福祉法人への市有地売却(3,760万円)の他、貸付地などの売却処分(2,140万円)を行った結果、目標額を1,100万円上回りました。 今後も、売却可能な未利用地の適正な管理を行い、積極的な売却に努めます。

主な会計の進捗状況

第2期日光市財政健全化計画は、健全化に向けた23の指標を掲げています。このうち、20の指標で数値目標を掲げており、平成26年度の状況は、今年度までが期間のものを除いた19の指標で、「達成」が8指標、「未達成」が11指標でした。主な指標の進捗状況は次のとおりです。

①一般会計(※1)

市税収入は、県との連携による滞納整理推進や納税指導強化などにより徴収率が向上し目標額を上回りました。

使用料・手数料などは、全庁的な滞納対策の取り組みにより、徴収率向上などに努めましたが、長期滞納者や高額滞納者の納付が滞っていることなどから目標未達成でした。また、歳出における職員人件費や経常経費(※2)の総額抑制、特別会計(※3)への繰出金(※4)の適正化なども目標未達成でした。

今後も積極的に市税の滞納整理推進を継続する他、使用料・手数料などの滞納者の実態調査や納付指導を強化し、新たな滞納抑制に努めます。さらに歳出では、引き続き経常経費の総額抑制を行う他、特別会計の適正運営など、財政健全化を推進し

ます。

②国民健康保険事業特別会計

一般会計からの赤字補填のための繰出金は、平成25年度からの繰越金(※5)が財源不足を補ったことなどから目標を上回る削減となりました。

しかし、国民健康保険事業特別会計は、少子高齢化の進行や被保険者の減少による保険料の減収など、今後も厳しい状況が予測されます。このため、健診事業や保健指導などの医療費削減の推進や収納対策の充実、税率の見直しによる負担の適正化などにより、財政健全化を推進します。

③下水道事業特別会計

下水道使用料は、上水道事業と連携した納付指導などで徴収率が向上し、目標達成ができました。

しかし、人口減少による使用料の伸び悩みや施設・設備の老朽化による維持管理費用の増加などにより、依然として厳しい財政運営が予測されます。そのため、引き続き納付指導の強化などの滞納対策に努め、使用料収入の確保を図ります。

なお、将来の維持管理費用の増加に対応するため、今年度、平成29年4月からの使用料改定の有無を含めて検討を行い、安定した経営ができるよう財政健全化を推進します。

なじみの薄い専門用語をなるべく分かりやすく解説します



※1 一般会計

議会費や農林水産業費、教育費など、基本的な経費を計上した会計のことを指します。

※2 経常経費

毎年度固定的に支出される経費のことで、人件費や物件費(消耗品費や委託料などの消費的な経費)、地方債(借金)の返済などがあります。

※3 特別会計

特定の事業に関する歳入歳出(国民健康保険事業や下水道事業など)を、一般会計と区別して処理するための会計のことを指します。

※4 繰出金

一般会計から特別会計に対して支出される経費のことを指します。

※5 繰越金

決算上の余剰金で、次の年度に持ち越された金額のことを指します。

※6 現年課税分

平成26年度内に納めていただくべき税金のことを指します。

※7 滞納繰越分

平成25年度以前に納めていたまだくべき税金のうち、その年度内に納付されなかった税金のことを指します。

※8 滞納処分

滞納となつている税金を徴収するための財産の差し押さえ(不動産や預貯金など)など、一連の強制手続きのことを指します。

※9 未利用財産

市の財産のうち、市が主体的に利用していない財産のことを指します。主なものに市有地などがあり、市は貸し付けている土地も含めた積極的な売却を目指しています。